

はじめに

1 趣旨

花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町及び和賀郡東和町の1市3町は、平成18年1月1日に合併した。

本計画は、合併前に過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき過疎地域であった大迫町及び東和町の区域について、合併後も同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされることを受けて、同法第6条第1項の規定に基づき定めるものである。

2 対象地域

本計画の対象地域は、同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる花巻市大迫地区及び東和地区(旧大迫町及び旧東和町の区域)とする。